

4月から下水道使用料を改定

市では、下水道事業の経営基盤の安定化と健全性の確保、使用者負担の適正化を図るため、下水道使用料を改定しますので、お知らせします。



○お問い合わせ
生活排水対策室
経営企画課業務係
☎22-7519

○一般汚水の下水道使用料の比較（1カ月分・消費税込）

区分	現行	改定後	差額	
基本使用料 (10㎡まで)	1,432.08円	1,643.76円	211.68円	
超過使用料 (1㎡につき)	11㎡から 20㎡まで	156.60円	179.28円	22.68円
	21㎡から 30㎡まで	172.80円	198.72円	25.92円
	31㎡から 50㎡まで	181.44円	208.44円	27.00円
	51㎡から 100㎡まで	237.60円	273.24円	35.64円
	101㎡から 200㎡まで	257.04円	294.84円	37.80円
201㎡から 500㎡まで	274.32円	315.36円	41.04円	
501㎡以上	291.60円	334.80円	43.20円	

下水道は、生活環境の向上と公共用水域の水質の保全のために大きな役割を果たす施設で、市民の皆さんに納めていただいている下水道使用料は、下水道施設や設備の維持管理費などの汚水の処理費用に充てられています。

下水道施設の老朽化が進むと、処理能力の低下を招きます。また、下水道管が破損すると、道路の陥没や汚水があふれ悪臭が発生するなど、市民生活に悪影響を及ぼすこともあります。

市では、これまで経費節減や経営改善に取り組み事業を進めてきましたが、下水道事業の経営基盤の安定化と健全性の確保、使用者負担の適正化を図るため、四月一日(月)以降の支払い分から一般汚水の下水道使用料を改定し、平均十四・八パーセント引き上げます。

市民の皆さんの快適な生活と健全な事業経営のため、理解と協力をお願いします。※公衆浴場汚水の下水道使用料は据え置きとなります。

いわき人財育成企業 アワード2019

雇用優良企業は五十音順、女性活躍推進企業は認証番号順・敬称略

雇用優良企業

新規高等学校卒業者を多く雇用し、職場定着が良好な企業や、障がいのある方の雇用の拡大・安定に積極的に取り組んでいる企業に感謝状を贈呈しました。

- 新規高卒者雇用
 - ▽株式会社クレハ生産・技術本部いわき事業所
 - ▽東部ガス株式会社福島支社
 - ▽三菱ケミカル株式会社小名浜事業所
 - ▽株式会社渡辺組
 - ▽農業生産法人あかい菜園株式会社
 - ▽社会福祉法人希望の杜福祉会
 - ▽クリナップキャリアアサー

女性活躍推進企業

女性の活躍推進、仕事と家庭の両立支援などの要件を満たし、男女が共に働きやすい職場環境の整備に取り組んでいる企業を認証し、認証書を交付しました。

- ▽株式会社鈴木建設
- ▽いわき市再生資源協業組合
- ▽株式会社東日本計算センター
- ▽損害保険ジャパン日本興



第12回キャリア教育優良教育委員会、学校及びPTA団体等文部科学大臣表彰

中央台北中学校＝中央台
生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる能力や態度を育成するため、組織的・系統的なキャリア教育に取り組み、キャリア教育の充実発展に尽力したとして表彰されました。

ビス株式会社

株式会社福島支店

4月1日(月)から金山公民館を供用開始

生涯学習課庶務係 ☎22-7543

4月1日(月)から勿来勤労青少年ホームを、新たに金山公民館として供用を開始します。

○金山公民館概要

- ▶所在地/開館時間 金山町朝日台1-1/9時~22時
- ▶施設 会議室、研修室、和室、料理実習室、体育・レクリエーション室

○施設利用について

事前に申し込みが必要です。申し込みは2カ月前までできます。3月中は勿来勤労青少年ホームで、4月以降は金山公民館で受け付けします。

- ▶受付日 3月18日(月)・20日(水)・22日(金)・25日(月)・26日(火)・27日(水)・28日(木)・29日(金)
- ▶受付時間 9時~17時

※公民館の事業などで、利用できない場合があります。4月以降の受付日など詳しくは、同課へお問い合わせください。



金山公民館として生まれ変わる勿来勤労青少年ホーム

住民ボランティア輸送に関するパートナーシップ協定を締結

市は、1月29日に、三和町地域振興協議会、田人地域振興協議会と、それぞれ同協定を締結しました。

同協定に基づき、地域住民組織が主体となった、住民によるボランティア輸送に取り組み、運転免許証を持たない高齢者等が買い物や地区行事などに出掛ける際の移動手段を確保します。



高齢者などの移動を支援するため協定を締結

平成30年度市農林業賞表彰

＝年齢は2月1日現在。敬称略＝

○個人・団体の部

- ▶豊田新一(60)＝田人町旅人
現地で発生する丸太を利用した作業道づくりを行い、地域の森林整備の推進に努めるなど、本市林業の振興に貢献しました。
- ▶福島さくら農業協同組合いわきいちご部会＝平荒田目

いわきいちごのブランド化に努め、収量の増加や、品質の向上、積極的なPR活動に取り組むなど、本市農業の振興に貢献しました。

○青年の部

- ▶草野城太郎(44)＝小川町下小川
本市で唯一、葉ネギを水耕栽培するとともに、食農教育や、青年農業者の指導活動を行うなど、本市農業の振興に貢献しました。

第10回いわきサンシャインマラソンを中止

2月10日に予定していた「～駆け抜けよう！フラガールのふるさとを。～第10回いわきサンシャインマラソン」を、降雪の影響により、ランナーの皆さんの安全確保が困難であることから中止しました。

ランナーやボランティアの皆さんをはじめ、大会に協力いただいた皆さんに、心より感謝申し上げます。来年の第11回大会の開催に向けて、気持ちを新たに始動しますので、引き続き支援と協力をお願いします。

○ウエルカムパーティーを実施

同大会は中止しましたが、2月9日にいわきワシントンホテル椿山荘でウエルカムパーティーを実施し、参加予定だったランナーの皆さんや、ゲストランナーなど約350人が集まりました。参加した皆さんは、本市の農産物を使った料理や、スパリゾートハワイアンズ・ダンシングチームによるショーを満喫しながら、第11回大会での健闘を約束し合っていました。

○新たなシンボルマークとキャッチフレーズを決定

第10回大会記念事業として、第11回大会から永続的に使用するシンボルマークとキャッチフレーズを募集し、シンボルマークは本市在住の小松仁一さんの作品に、キャッチフレーズは本市在住の田名部雄一さんの作品に決定しました。

新たなシンボルマークとキャッチフレーズ



「走り抜こう！
かお
潮風薫るフラの街いわきを！！」



積雪や凍結が見られたフィニッシュ会場のアクアマリンパーク



Team R 2 の皆さんと前列左からゲストランナーの谷口さん、安田さん、柏原さん



ウエルカムパーティーでシンボルマークとキャッチフレーズを披露

引っ越しをする方へ 市役所の手続きチェックリスト

平成31年3月1日現在
：市外に転出する方
：市内で転居した方

	手続きの必要な方	手続き内容	持参するもの	窓口/お問い合わせ
<input type="checkbox"/>	●本市に住民登録のある方	転出届（転出証明書）の交付	本人確認書類	市民課、各支所・市民サービスセンター/ 同課届出・証明グループ (☎22-7447)
<input type="checkbox"/>		転居届		
<input type="checkbox"/>	●印鑑登録している方	印鑑登録手帳の返却	同手帳	同課届出・証明グループ (☎22-7447)
<input type="checkbox"/>	★マイナンバーの通知カードを持っている方	記載事項変更届	同カード、本人確認書類、印鑑	同課住民台帳グループ (☎22-7444)
<input type="checkbox"/>	★マイナンバーカード（個人番号カード）または住民基本台帳カードを持っている方	記載事項変更届	いずれかのカード（※1）、印鑑	
	●国民健康保険に加入している方			国保年金課（一部市民課扱い）、各支所・市民サービスセンター/ ●=同課調査給付係 (☎22-7456) ●=同課高齢者医療係 (☎22-7466)
<input type="checkbox"/>	●全員	国民健康保険被保険者証の返却	同被保険者証	
<input type="checkbox"/>		同被保険者証の住所変更		
<input type="checkbox"/>	●限度額適用認定証などを持っている方	同認定証などの返却	同認定証など	
<input type="checkbox"/>		同認定証などの住所変更		
<input type="checkbox"/>	●後期高齢者医療被保険者証を持っている方	同被保険者証などの返却や、負担区分等証明書などの発行	同被保険者証、印鑑など	
<input type="checkbox"/>	●後期高齢者医療被保険者証を持っている方	同被保険者証などの住所変更		
	●お子さんがいる方			
<input type="checkbox"/>	●児童手当を受けている	消滅届	印鑑	最寄りの各地区保健福祉センター・支所（内郷支所を除く）/ 各地区保健福祉センター 平 (☎22-1163) 小名浜 (☎54-2111) 勿来・田人 (☎63-2111) 常磐・遠野 (☎43-2111) 内郷・好間・三和 (☎27-8690) 四倉・久之浜大久 (☎32-2114) 小川・川前 (☎83-1329)
<input type="checkbox"/>		住所変更届		
<input type="checkbox"/>	●児童扶養手当や特別児童扶養手当を受けている	住所変更届	各手当証書、印鑑	
<input type="checkbox"/>		住所変更届		
<input type="checkbox"/>	●乳幼児医療費助成受給者証を持っている	同受給者証の返却	同受給者証、印鑑	
<input type="checkbox"/>		住所変更届		
<input type="checkbox"/>	●子ども医療費助成受給者証を持っている	同受給者証の返却	同受給者証、印鑑	
<input type="checkbox"/>		住所変更届		
<input type="checkbox"/>	●保育所（園）に通っている	退所届		保育所の最寄りの各地区保健福祉センター/ 各地区保健福祉センター
<input type="checkbox"/>		住所変更など		
<input type="checkbox"/>	●幼稚園・認定こども園などに通っている	退園届		各幼稚園・認定こども園など
<input type="checkbox"/>		住所変更など		
<input type="checkbox"/>	●小・中学校に通っている	転学通知書の発行		市民課、各支所・市民サービスセンター/ 同課届出・証明グループ
<input type="checkbox"/>		入学・転学通知書の発行		
	●介護保険被保険者証を持っている方			
<input type="checkbox"/>	●全員	同被保険者証の返却	同被保険者証	
<input type="checkbox"/>		同被保険者証の住所変更		
<input type="checkbox"/>	●要介護認定を受けている	受給資格証明書の発行		
	●ごみの処分			
<input type="checkbox"/>	●大型ごみを処分する方	電話申し込みによる有料収集か、分別して各施設へ自己搬入		各地区大型ごみ受付センター（※2） 北部 (☎34-0053) 南部 (☎92-0053) /清掃管理事務所事業係 (☎56-7963)
<input type="checkbox"/>	●別の地区に転居した方	ごみカレンダー（市内10地区に区分）の交付		ごみ減量推進課、各支所・市民サービスセンター /清掃管理事務所事業係

●は転出届、★は転居届を提出する際に、市民課、各支所・市民サービスセンターで併せて手続きができるもの
 ※1 顔写真のない住民基本台帳カードの場合は、本人確認書類も必要です。
 ※2 大型ごみの収集申し込みは、住所地により窓口を割り当てています。
 北部=平、内郷、四倉、小川、好間、三和、川前、久之浜・大久 南部=小名浜、勿来、常磐、遠野、田人
 ◇上記のほか、引っ越しに伴う市役所での手続きについては、各担当窓口へお問い合わせください。